

**平成26年度  
厚生年金保険・国民年金事業の概況**

**平成27年12月  
厚生労働省年金局**

# 平成26年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

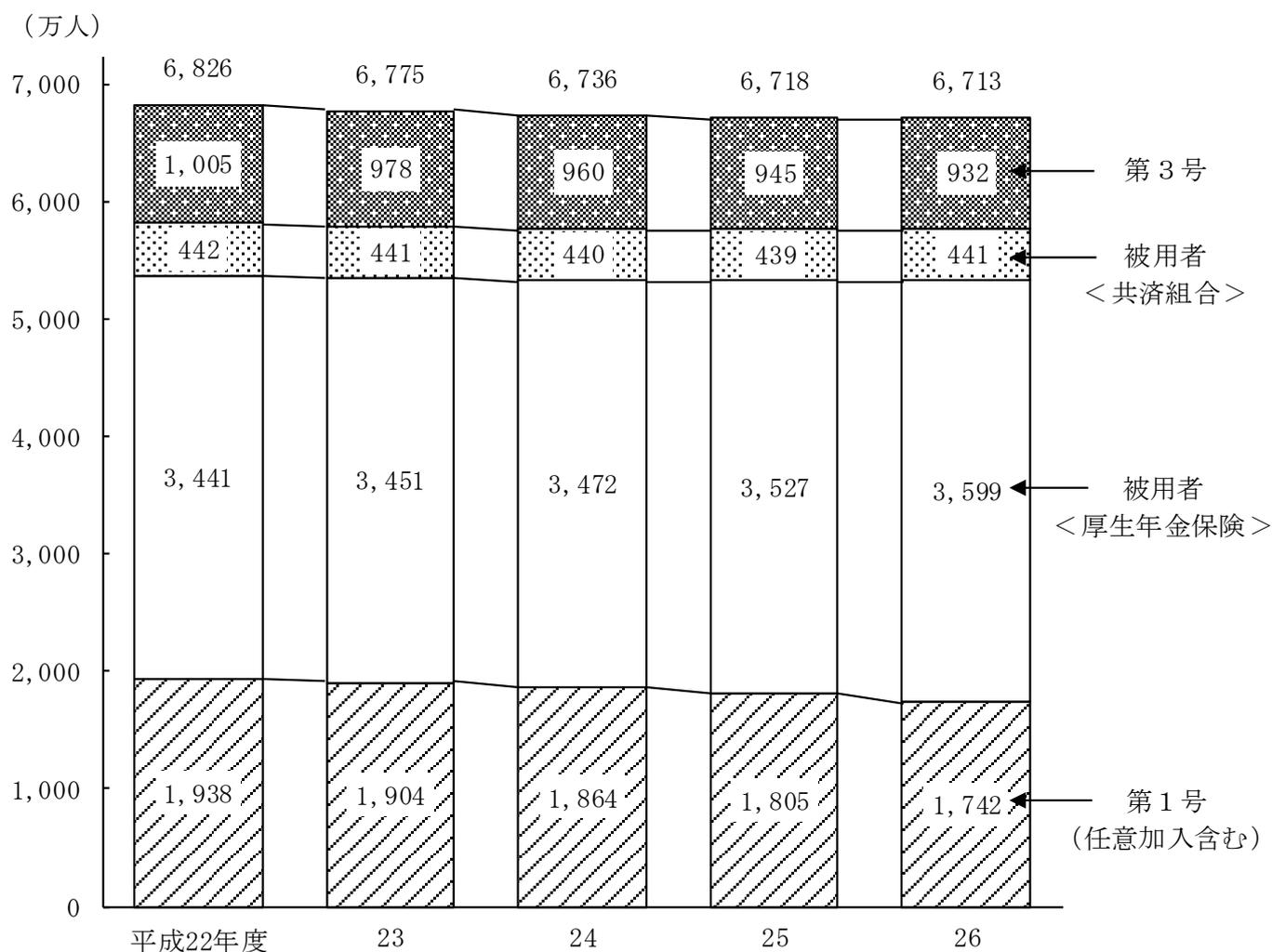
## I. 公的年金制度の概況

### (1) 適用状況

- 公的年金加入者数は、平成26年度末現在で6,713万人となっており、前年度末に比べて4万人(0.1%)減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、平成26年度末現在で1,742万人となっており、前年度末に比べて63万人(3.5%)減少している。
- 被用者年金被保険者数(厚生年金保険及び共済組合の加入者数)は、平成26年度末現在で4,039万人(うち厚生年金保険3,599万人、共済組合441万人)となっており、前年度末に比べて73万人(1.8%)増加している。
- 第3号被保険者数は、平成26年度末現在で932万人となっており、前年度末に比べて13万人(1.4%)減少している。

注. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

図1 公的年金加入者数の推移(年度末現在)



- 公的年金加入者の総数を男女別にみると、男子は3,477万人となっており、前年度末に比べて4万人(0.1%)増加している。また、女子は3,237万人となっており、前年度末に比べて8万人(0.3%)減少している。

表1 男女別公的年金加入者数

(平成26年度末現在、単位：万人)

	総数	第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		第3号被保険者
			厚生年金 保 険	共済組合	
総数	6,713	1,742	3,599	441	932
男子	3,477	896	2,293	277	11
女子	3,237	846	1,306	164	921

注1. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

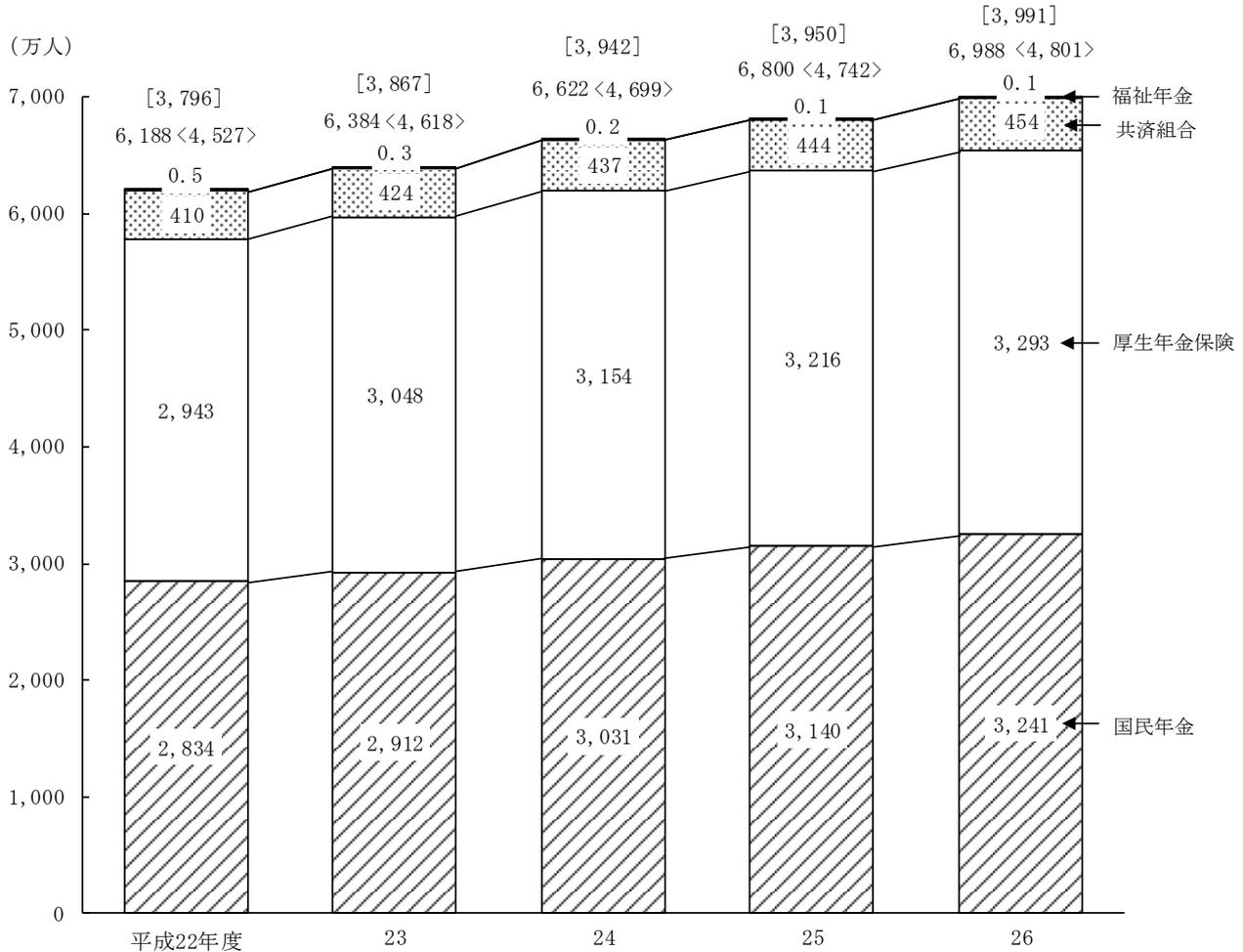
2. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

## (2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成26年度末現在で6,988万人となっており、前年度末に比べて187万人（2.8%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、3,991万人であり、前年度末に比べて41万人（1.0%）増加している。

注. 受給者数とは、受給権者数から全額支給停止者数を除いたものである。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。

- 公的年金受給者の年金総額は、平成26年度末現在で53兆4千億円となっており、前年度末に比べて6千億円（1.1%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成22年度	511,332	185,352	258,761	67,199	21
23	522,229	191,168	263,023	68,026	13
24	532,397	199,912	263,902	68,575	8
25	528,436	206,546	256,672	65,214	5
26	534,031	213,040	255,993	64,994	3

注1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

2. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

## II. 厚生年金保険

### (1) 適用状況

- 平成26年度末現在の適用事業所数は、186万7千か所であり、前年度末に比べて6万7千か所(3.7%)増加している。
- 被保険者数は、平成26年度末現在で3,599万人となっており、前年度末に比べて71万人(2.0%)増加している。男女別にみると、男子は2,293万人(対前年度末比36万人、1.6%増)、女子は1,306万人(対前年度末比35万人、2.8%増)となっている。
- 育児休業等期間中(平成26年度は産前産後休業期間を含む)の保険料免除者数は、平成26年度末現在で30万1千人であり、前年度末に比べて6万7千人(28.8%)増加している。男女別にみると、男子は1千5百人(対前年度末比4百人、36.3%増)、女子は30万人(対前年度末比6万7千人、28.7%増)となっている。

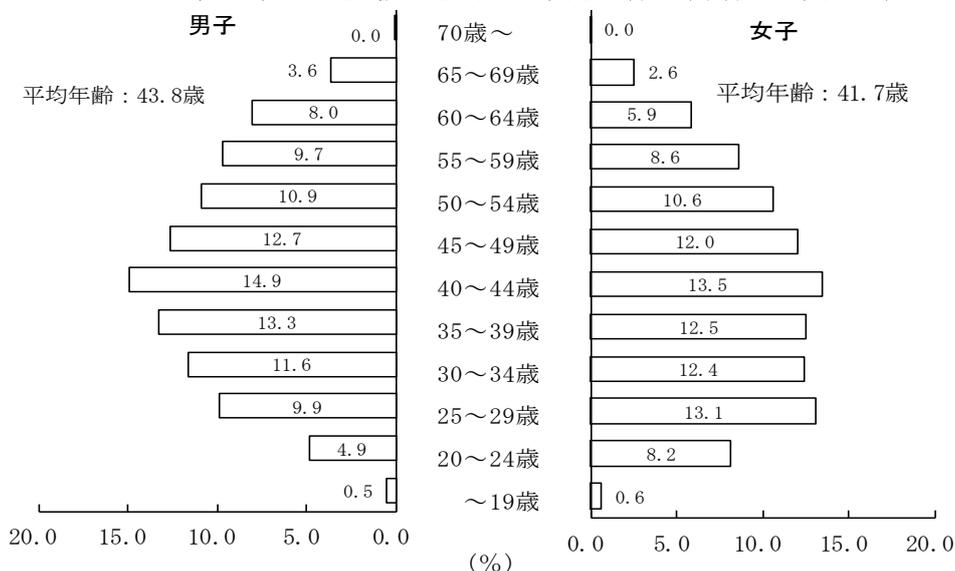
表3 厚生年金保険の適用状況の推移

		事業所数 (千か所)	被保険者数(万人)			育児休業等保険料免除者数(人)		
			総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成22年度		1,749	3,441	2,224	1,217	180,271	944	179,327
23		1,745	3,451	2,224	1,227	197,368	913	196,455
24		1,758	3,472	2,228	1,244	214,288	936	213,352
25		1,801	3,527	2,257	1,271	234,113	1,117	232,996
26		1,867	3,599	2,293	1,306	301,499	1,523	299,976
伸び率 (%)	平成22年度	△ 0.3	0.5	0.2	1.0	12.3	118.0	12.0
	23	△ 0.2	0.3	0.0	0.8	9.5	△ 3.3	9.6
	24	0.8	0.6	0.2	1.3	8.6	2.5	8.6
	25	2.4	1.6	1.3	2.2	9.3	19.3	9.2
	26	3.7	2.0	1.6	2.8	28.8	36.3	28.7

- 注1. 事業所数には船舶所有者を含む。  
 2. 男子には船員・坑内員を含む。  
 3. 育児休業等保険料免除者数には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

- 平成26年度末現在の被保険者の年齢構成は、男女共に40～44歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は43.8歳、女子は41.7歳となっている。

図3 厚生年金保険被保険者の年齢構成(平成26年度末)



注. 男子には船員・坑内員を含む。

- 標準報酬月額平均は、平成26年度末現在で30万8千円(男子は35万円、女子は23万6千円)であり、前年度末に比べて0.7%増加している。平成26年度の年度平均についても、30万7千円(男子は34万8千円、女子は23万5千円)と、前年度に比べて0.5%増加している。
- 標準賞与額の1回当たりの平均は、平成26年度で43万6千円(男子は50万6千円、女子は30万円)であり、前年度に比べて1.8%増加している。
- 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、平成26年度で436万2千円(男子は499万2千円、女子は325万4千円)であり、前年度に比べて0.8%増加している。

表4 厚生年金保険の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成22年度	305,715	347,212	229,876	304,554	345,808	229,314
	23	304,589	345,700	230,085	304,359	345,495	229,858
	24	306,131	347,494	232,046	304,848	346,040	231,106
	25	306,282	347,276	233,482	305,408	346,418	232,675
	26	308,382	349,735	235,763	306,897	348,043	234,554
伸び率 (%)	平成22年度	0.5	0.6	0.5	△ 0.5	△ 0.7	0.0
	23	△ 0.4	△ 0.4	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.2
	24	0.5	0.5	0.9	0.2	0.2	0.5
	25	0.0	△ 0.1	0.6	0.2	0.1	0.7
	26	0.7	0.7	1.0	0.5	0.5	0.8

		標準賞与額1回当たりの平均			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成22年度	423,196	491,915	288,082	4,306,057	4,926,811	3,173,920
	23	428,860	499,424	291,247	4,313,465	4,935,914	3,186,136
	24	426,139	494,874	292,712	4,313,699	4,935,571	3,200,433
	25	428,046	496,257	295,951	4,326,485	4,948,041	3,224,130
	26	435,820	506,140	299,803	4,361,575	4,991,749	3,253,588
伸び率 (%)	平成22年度	1.1	1.2	1.1	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	23	1.3	1.5	1.1	0.2	0.2	0.4
	24	△ 0.6	△ 0.9	0.5	0.0	△ 0.0	0.4
	25	0.4	0.3	1.1	0.3	0.3	0.7
	26	1.8	2.0	1.3	0.8	0.9	0.9

注1. 男子には船員・坑内員を含む。

2. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

3. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

4. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

## (2) 給付状況

- 平成26年度末現在の厚生年金保険受給者数は、前年度末に比べて77万人（2.4%）増加し、3,293万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,458万人となっている。

表5 厚生年金保険受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成22年度	2,943	1,340	1,085	38	481
23	3,048	1,383	1,134	38	492
24	3,154	1,425	1,187	39	503
25	3,216	1,435	1,229	40	513
26	3,293	1,458	1,271	40	523

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険受給者の平均年金月額、平成26年度末現在で、老齢年金は14万8千円となっている。

表6 厚生年金保険受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成22年度	153,344	165,455	80,748	55,500	105,559	88,607
23	152,396	163,254	80,509	55,784	105,277	87,967
24	151,374	162,138	76,790	56,701	104,850	87,259
25	148,409	158,688	77,934	57,334	103,175	85,913
26	147,513	156,245	77,556	58,075	101,906	84,831

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。

4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 平成26年度末現在の厚生年金保険受給権者数は、前年度末に比べて70万人（2.0%）増加し、3,526万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は1,542万人となっている。

表7 厚生年金保険受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成22年度	3,198	1,441	1,186	54	517
23	3,303	1,484	1,235	55	529
24	3,405	1,523	1,286	56	539
25	3,456	1,523	1,326	57	549
26	3,526	1,542	1,366	58	559

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。  
2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険受給権者の平均年金月額、平成26年度末現在で、老齢年金は14万5千円となっている。

表8 厚生年金保険受給権者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金			通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		（再掲） 基礎または 定額あり	（再掲） 基礎及び 定額なし			
平成22年度	150,034	163,005	85,244	54,944	100,716	85,919
23	149,334	161,036	84,970	55,187	100,139	85,328
24	148,422	160,201	81,377	56,063	99,542	84,712
25	145,596	156,786	81,504	56,654	97,936	83,474
26	144,886	154,530	81,229	57,380	96,659	82,488

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。  
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。  
3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。  
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 平成 26 年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、55 万 4 千人であり、前年度に比べて 20 万人（56.4%）増加している。
- 平成 26 年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額は、8 万 4 千円である。
- 平成 26 年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、41 万 1 千人であり、前年度に比べて 15 万 6 千人（60.8%）増加している。
- 平成 26 年度における新規裁定の老齢年金受給者の平均年金月額は、8 万 1 千円である。

表 9 厚生年金保険老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

(単位：万人、円)

	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成22年度	88.4	84,339	62.0	76,828
23	78.2	84,335	54.2	76,212
24	74.1	85,438	50.0	77,082
25	35.4	78,534	25.6	72,716
26	55.4	84,202	41.1	80,792

- 注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成 23 年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成22年度から平成24年度は63歳までと64歳以降で、平成25年度及び平成26年度は64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳に引き上げられたことにより、平成25年度及び平成26年度の60歳の老齢年金受給権者数は大幅に減少している。これらの者には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者を含んでいるため、平均年金月額が高くなっている。

表 10 厚生年金保険老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成22年度	40.2	57.4	60.7	63.9	52.3	713.0
23	37.7	51.3	59.1	61.9	65.1	740.2
24	35.7	48.0	52.9	60.1	63.0	781.5
25	1.0	45.1	49.2	53.7	60.9	820.1
26	0.7	33.1	46.1	49.9	54.3	856.3

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成22年度	97,681	100,120	102,773	106,520	177,823	192,323
23	96,925	98,186	100,893	105,374	172,685	189,747
24	96,584	97,799	98,993	104,269	170,662	187,290
25	131,754	96,735	97,759	101,710	105,755	183,155
26	129,823	95,763	96,934	100,666	103,330	179,578

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。  
新法退職共済年金についても同様。
2. 平成24年度までの「60歳」には60歳未満の者を含む。
3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成22年度及び平成23年度は61歳までと62歳以降で、平成24年度から平成26年度は62歳までと63歳以降で大きな違いが見られる。

表 11 厚生年金保険老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成22年度	16.1	22.4	23.8	24.9	20.0	346.8
23	15.0	20.4	23.2	24.3	25.3	360.6
24	13.7	18.9	20.9	23.7	24.7	380.1
25	12.2	17.2	19.4	21.5	24.0	398.7
26	10.9	15.2	17.5	19.8	21.8	416.5

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成22年度	46,733	47,035	98,422	96,132	92,533	111,670
23	47,235	47,634	99,438	97,508	94,136	110,945
24	48,864	48,277	47,940	98,151	94,982	110,655
25	49,532	49,541	48,210	96,204	94,958	109,314
26	50,360	50,323	49,672	96,204	95,180	108,384

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。  
新法退職共済年金についても同様。
2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。
3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。

- 平成 26 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、327 万人となっており、前年度末に比べて 11 万人（3.3%）の増加となっている。

表12 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成22年度	296.7 (91.7)	211.7 (65.5)	85.0 (26.2)	233.8 (90.4)	161.0 (65.3)	72.9 (25.1)
23	311.7 (101.5)	221.4 (72.2)	90.2 (29.3)	248.9 (100.2)	170.9 (71.9)	77.9 (28.3)
24	324.5 (119.2)	229.3 (84.7)	95.2 (34.5)	262.7 (117.8)	180.2 (84.2)	82.5 (33.6)
25	316.5 (136.2)	216.2 (96.5)	100.3 (39.7)	263.0 (134.8)	175.5 (96.1)	87.5 (38.8)
26	327.0 (156.0)	221.2 (110.7)	105.8 (45.3)	275.9 (154.6)	183.0 (110.1)	92.9 (44.5)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

2. ( ) 内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済を除く）である。なお、70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）を含む。

### (3) 収支状況

- 平成26年度決算における収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が40兆5千億円、実質的な支出が38兆7千億円となっており、収支差引残は1兆8千億円となっている。

表 13 厚生年金保険の実質的な収支状況の推移

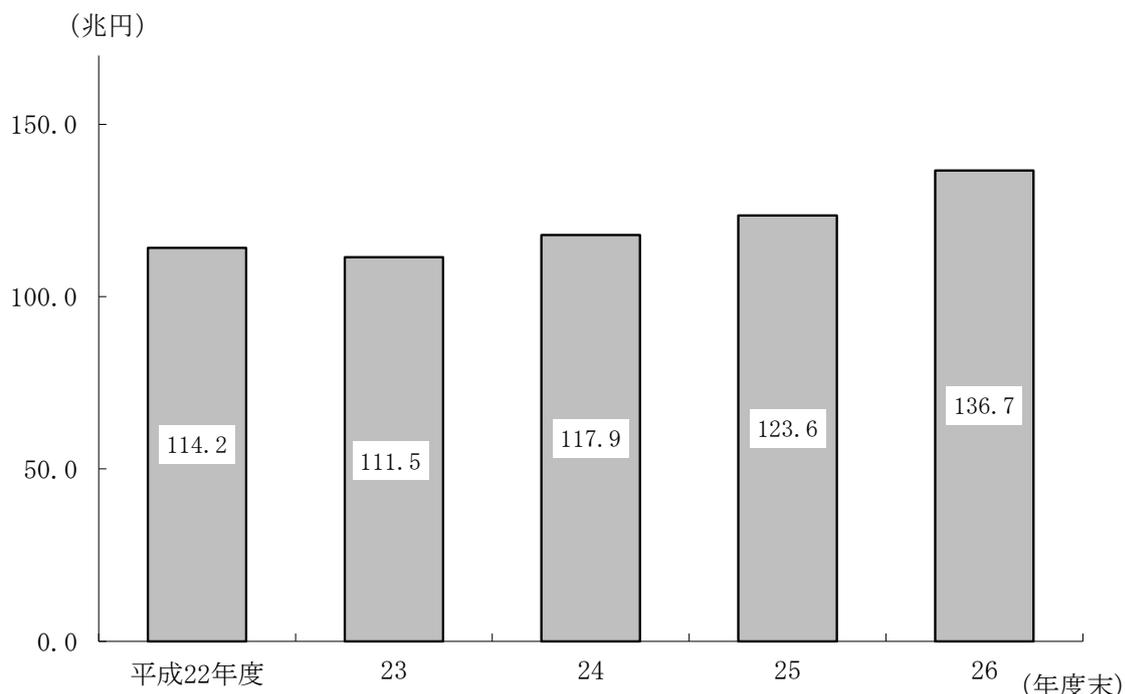
(単位：億円)

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残
	(再掲) 保険料収入	(再掲) 国庫負担			
平成22年度	319,356	227,252	84,326	379,804	△ 60,448
23	326,080	234,699	84,992	375,420	△ 49,341
24	333,206	241,549	80,583	368,115	△ 34,909
25	357,754	250,472	83,058	376,371	△ 18,617
26	404,902	263,196	87,690	387,139	17,763

注. 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成26年度末現在の積立金は、136兆7千億円(時価ベース)となっている。

図4 厚生年金保険の積立金の推移(年金特別会計厚生年金勘定)(時価ベース)



注1. 年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。

2. 年金積立金全体に係る運用実績(収益率)は、平成22年度△0.26%、平成23年度2.17%、平成24年度9.57%、平成25年度8.22%、平成26年度11.61%である。

(出所：「平成26年度 年金積立金運用報告書」)

### Ⅲ. 国民年金

#### (1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 平成26年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、1,742万人となっており、前年度末に比べて63万人（3.5%）減少している。男女別にみると、男子は896万人（対前年度末比31万人、3.4%減）、女子は846万人（対前年度末比32万人、3.7%減）となっている。
- 平成26年度末現在の第3号被保険者数は、932万人となっており、前年度末に比べて13万人（1.4%）減少している。男女別にみると、男子は11万人（対前年度末比1千人、1.0%減）、女子は921万人（対前年度末比13万人、1.4%減）となっている。

表 14 国民年金被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）							第3号被保険者		
				（再掲）任意加入被保険者						
	総数	男子	女子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上	総数	男子	女子
平成22年度	1,938	992	947	34	5	29	1	1,005	11	993
23	1,904	973	931	33	5	27	1	978	11	967
24	1,864	956	907	29	5	24	1	960	11	949
25	1,805	928	878	27	5	21	1	945	11	934
26	1,742	896	846	24	5	19	1	932	11	921

- 平成26年度末現在の全額免除者数は、602万人となっている。全額免除割合は35.1%であり、前年度末に比べて1.0ポイント上昇している。
- 平成26年度末現在の申請一部免除者数は、61万人となっている。申請一部免除割合は3.6%であり、前年度末に比べて0.3ポイント上昇している。

表 15 国民年金保険料全額免除者数及び一部免除者数の推移

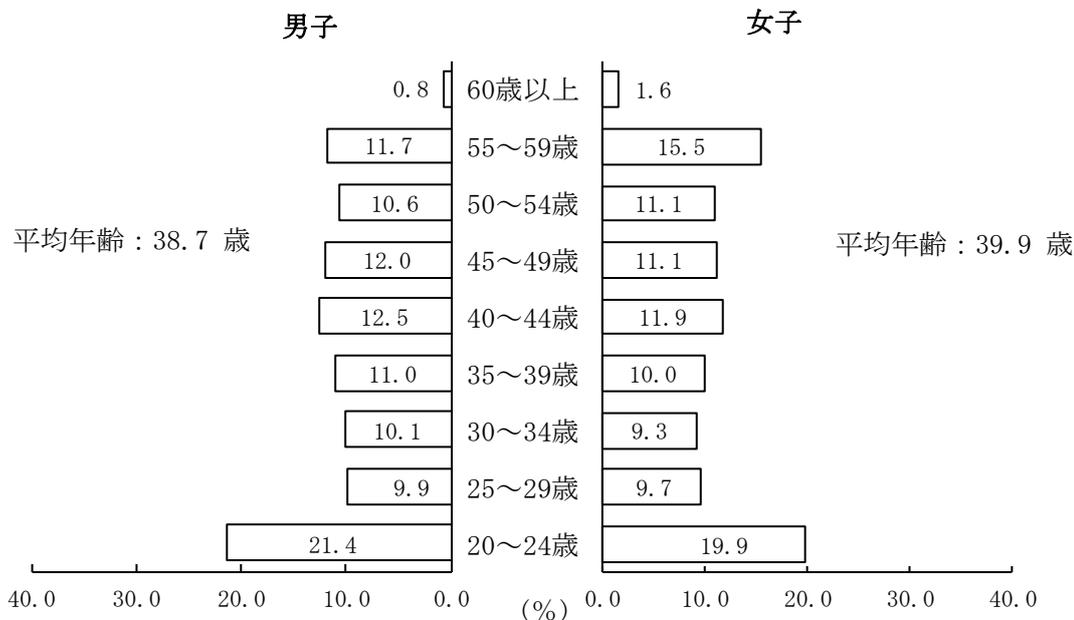
（年度末現在、単位：万人）

	全額免除者						申請一部免除者				
	総数	全額免除割合 (%)	法定免除	申請免除 (全額)	学生納付特例	若年者納付猶予	総数	申請一部免除割合 (%)	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成22年度	551	(29.0)	126	221	166	38	44	(2.3)	24	14	6
23	568	(30.4)	131	230	169	39	46	(2.5)	25	14	6
24	587	(32.0)	134	239	172	42	48	(2.6)	26	15	7
25	606	(34.1)	134	249	176	46	59	(3.3)	30	19	9
26	602	(35.1)	134	245	178	44	61	(3.6)	31	20	10

注. 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」とは、全額免除者数及び申請一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（%）である。

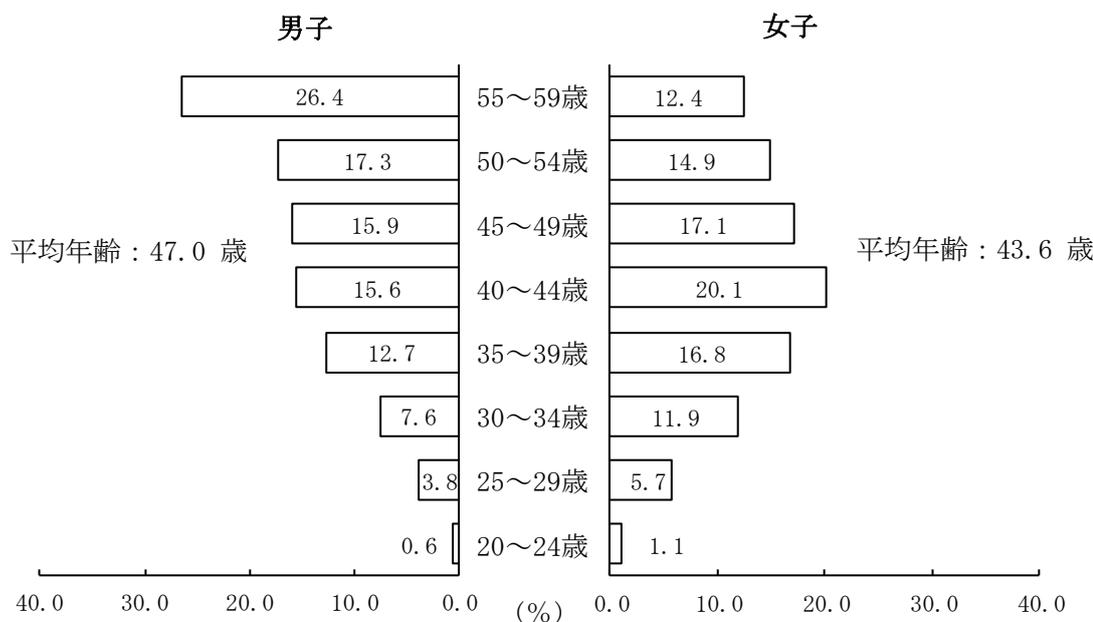
- 平成26年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は40～44歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は40～44歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は38.7歳、女子は39.9歳となっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成（平成26年度末）



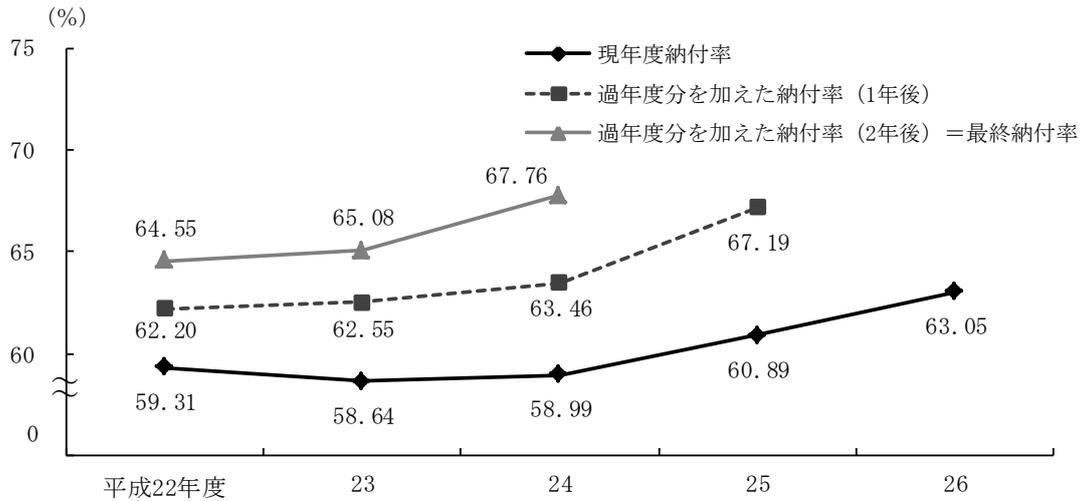
注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成（平成26年度末）



- 平成26年度における国民年金保険料の現年度納付率は、63.05%であり、前年度より2.17ポイント上昇している。また、平成26年度までに過年度分として納付された保険料を加えた平成24年度の最終納付率は、67.76%となっている。

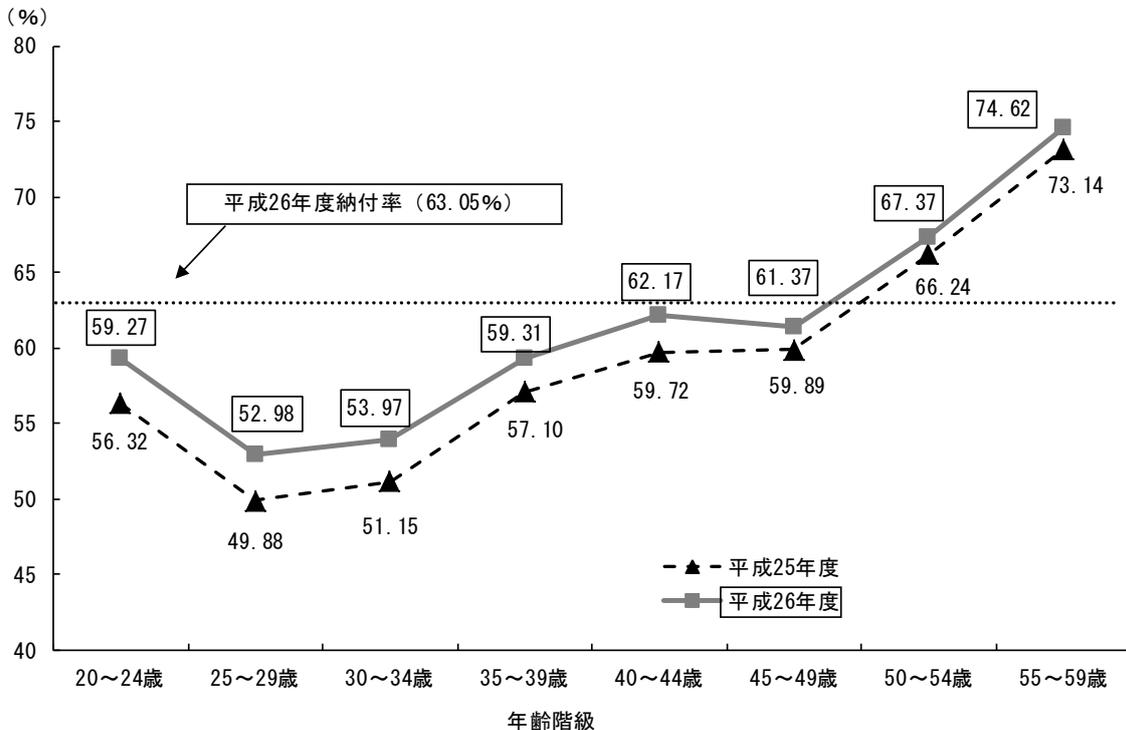
図7 国民年金保険料納付率の推移



- 注1. 各年度における「現年度納付率」とは、当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。
2. 各年度における「過年度分を加えた納付率（1年後）」とは翌年度までに、「過年度分を加えた納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

○ 平成26年度の国民年金保険料納付率を5歳階級別にみると、前年度と比較してすべての年齢階級において納付率が上昇している。

図8 国民年金保険料納付率（現年度分）の年齢階級別状況



## (2) 給付状況

- 平成26年度末現在の国民年金受給者数は、前年度末に比べて101万人(3.2%)増加し、3,241万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、999万人となっている。

注. 「国民年金受給者」については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 16 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成22年度	2,834 (1,092)	2,542 (829)	108 (108)	172 (149)	12 (5)
23	2,912 (1,067)	2,627 (813)	99 (99)	174 (151)	12 (5)
24	3,031 (1,047)	2,753 (800)	89 (89)	177 (153)	11 (5)
25	3,140 (1,023)	2,869 (784)	80 (80)	180 (155)	11 (4)
26	3,241 (999)	2,977 (767)	71 (71)	183 (157)	10 (4)

注. ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成26年度末現在で5万4千円、平成26年度新規裁定者で5万1千円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成26年度末現在で5万円となっている。

表 17 国民年金受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成22年度	54,596 (49,371)	49,191 (53,882)	18,432 (18,432)	73,936 (74,185)	80,781 (67,002)
23	54,682 (49,632)	50,013 (54,148)	18,486 (18,486)	73,816 (74,089)	80,424 (66,583)
24	54,856 (49,987)	51,088 (55,061)	18,561 (18,561)	73,479 (73,759)	80,534 (66,858)
25	54,622 (49,958)	51,511 (55,401)	18,497 (18,497)	72,607 (72,890)	80,194 (66,894)
26	54,497 (50,040)	51,063 (55,108)	18,485 (18,485)	71,995 (72,265)	80,404 (68,378)

注. ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 平成26年度末現在の国民年金受給権者数は、前年度末に比べて103万人(3.2%)増加し、3,300万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給権者数は、1,021万人となっている。

表18 国民年金受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成22年度	2,886 (1,114)	2,564 (835)	109 (109)	184 (159)	29 (11)
23	2,965 (1,090)	2,650 (819)	99 (99)	187 (161)	28 (11)
24	3,085 (1,069)	2,778 (807)	90 (90)	190 (163)	27 (10)
25	3,196 (1,045)	2,897 (790)	80 (80)	193 (166)	26 (9)
26	3,300 (1,021)	3,007 (774)	71 (71)	196 (168)	26 (9)

注. ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成26年度末現在で5万4千円、平成26年度新規裁定者で5万1千円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成26年度末現在で5万円となっている。

表19 国民年金受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成22年度	54,529 (49,296)	49,192 (53,883)	18,427 (18,427)	73,642 (73,933)	61,786 (55,291)
23	54,612 (49,555)	50,011 (54,140)	18,481 (18,481)	73,503 (73,816)	61,626 (55,170)
24	54,783 (49,904)	51,082 (55,047)	18,555 (18,555)	73,166 (73,485)	61,736 (55,382)
25	54,544 (49,869)	51,493 (55,378)	18,490 (18,490)	72,302 (72,620)	61,363 (55,256)
26	54,414 (49,944)	51,033 (55,072)	18,477 (18,477)	71,691 (71,996)	61,346 (55,851)

注. ( )内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 老齢基礎年金の受給者数は、平成26年度末現在で2,871万人となっており、平均年金月額は5万5千円となっている。

表20 老齢基礎年金受給者状況の推移

(年度末現在、単位：万人、円)

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成22年度	2,359	55,711	376	41,330	1,953	58,084	31	81,018
23	2,466	55,623	386	41,659	2,048	57,861	32	80,507
24	2,612	55,637	394	42,051	2,184	57,716	33	79,892
25	2,746	55,265	397	42,134	2,315	57,165	35	78,644
26	2,871	55,026	398	42,159	2,437	56,792	36	77,624

- 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者は、老齢年金の繰上げ受給率が、平成26年度末現在で37.1%となっており、年々低下している。また、平成26年度新規裁定者で12.4%となっている。

表21 国民年金老齢年金の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		受給者数	受給率	受給者数	受給率	受給者数	受給率
平成22年度	8,321,663	3,567,506	42.9	4,654,347	55.9	99,810	1.2
23	8,162,673	3,402,978	41.7	4,658,484	57.1	101,211	1.2
24	8,044,326	3,231,089	40.2	4,711,412	58.6	101,825	1.3
25	7,885,684	3,043,973	38.6	4,739,546	60.1	102,165	1.3
26	7,719,510	2,860,808	37.1	4,756,431	61.6	102,271	1.3

(新規裁定、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		受給者数	受給率	受給者数	受給率	受給者数	受給率
平成22年度	206,846	55,648	26.9	145,044	70.1	6,154	3.0
23	219,051	55,382	25.3	159,905	73.0	3,764	1.7
24	258,228	47,790	18.5	207,340	80.3	3,098	1.2
25	227,979	32,911	14.4	191,783	84.1	3,285	1.4
26	206,266	25,491	12.4	177,623	86.1	3,152	1.5

- 注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。  
 2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

### (3) 収支状況

- 平成26年度決算における収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が3兆8千億円、実質的な支出が3兆7千億円となっており、その収支差引残は1千億円となっている。

表 22 国民年金の実質的な収支状況の推移

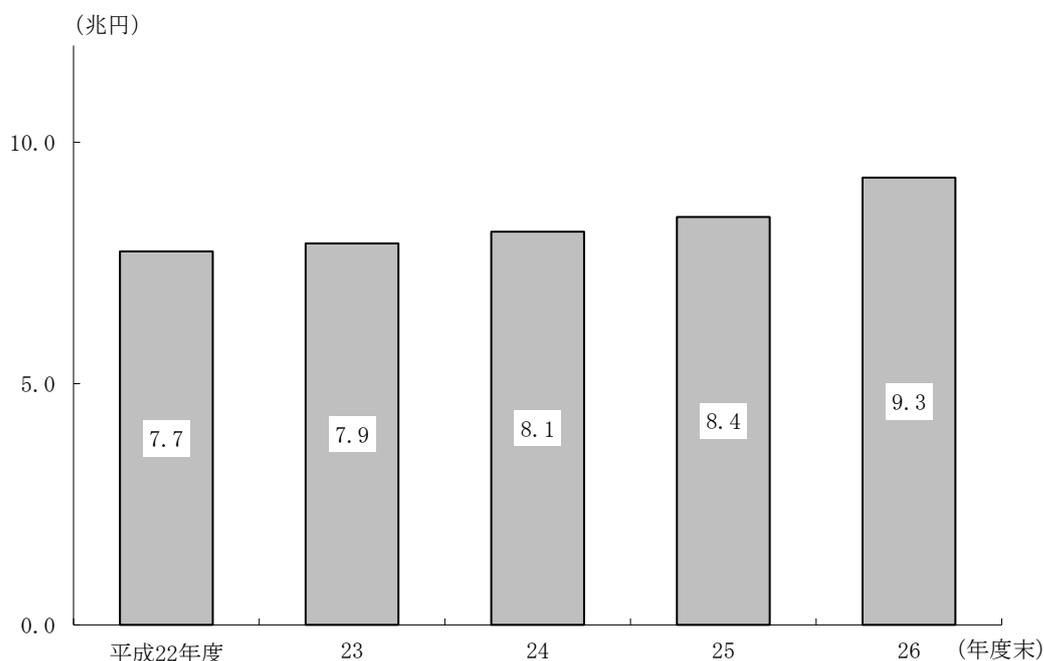
(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成22年度	34,010	16,717	16,898	31,498	2,511
23	34,701	15,807	18,660	34,717	△ 15
24	38,616	16,124	21,938	43,145	△ 4,529
25	39,178	16,178	21,119	41,021	△ 1,844
26	38,411	16,255	19,319	37,391	1,020

注. 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成26年度末現在の積立金は、9兆3千億円(時価ベース)となっている。

図 9 国民年金の積立金の推移(年金特別会計国民年金勘定)(時価ベース)



注 1. 年金積立金は、年金特別会計で管理する積立金等一部を除き、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人に寄託して管理運用する仕組みとなっている。

2. 年金積立金全体に係る運用実績(収益率)は、平成22年度△0.25%、平成23年度2.15%、平成24年度9.52%、平成25年度8.31%、平成26年度11.79%である。

(出所：「平成26年度 年金積立金運用報告書」)

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(平成26年度末現在)

都道府県	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	14,581,190	147,513	29,767,639	54,497
北海道	582,134	138,063	1,346,676	53,664
青森県	125,072	124,151	360,300	50,978
岩手県	151,399	125,742	356,761	54,348
宮城県	247,751	140,664	537,512	53,277
秋田県	133,049	123,200	324,195	52,764
山形県	153,115	124,503	329,416	54,110
福島県	243,349	129,054	502,102	53,604
茨城県	312,058	147,808	699,065	53,361
栃木県	222,699	142,001	473,084	53,521
群馬県	234,332	142,070	495,552	55,016
埼玉県	772,785	158,193	1,569,593	53,833
千葉県	664,642	162,938	1,401,539	54,197
東京都	1,193,394	162,054	2,563,494	53,701
神奈川県	967,990	168,585	1,879,315	54,618
新潟県	337,906	132,070	625,239	55,874
富山県	179,206	138,714	293,493	58,098
石川県	158,741	137,272	283,975	57,236
福井県	124,574	133,792	200,623	57,276
山梨県	90,020	138,948	218,315	53,152
長野県	312,858	137,871	573,011	56,947
岐阜県	256,054	145,049	518,021	56,298
静岡県	517,966	145,639	936,105	56,109
愛知県	839,031	156,009	1,591,211	55,245
三重県	237,514	146,581	458,251	56,680
滋賀県	171,254	150,837	313,291	56,166
京都府	296,234	150,558	621,914	53,738
大阪府	958,796	154,246	1,935,116	52,808
兵庫県	659,802	157,565	1,303,975	54,569
奈良県	154,785	162,520	351,975	53,912
和歌山県	108,832	144,319	271,701	52,461
鳥取県	84,460	127,199	151,155	56,675
島根県	108,785	128,272	201,320	57,161
岡山県	281,045	140,252	486,899	57,565
広島県	389,281	146,323	685,322	56,774
山口県	213,019	144,601	400,127	56,792
徳島県	101,480	127,543	203,611	53,765
香川県	144,380	138,513	259,116	57,678
愛媛県	181,822	134,979	381,202	54,962
高知県	95,654	128,384	211,470	53,377
福岡県	583,005	141,338	1,111,553	53,873
佐賀県	98,321	128,228	208,248	56,118
長崎県	156,601	134,651	360,796	53,375
熊本県	196,627	126,370	459,574	54,690
大分県	143,109	131,300	314,723	53,364
宮崎県	128,072	122,991	290,235	54,969
鹿児島県	178,786	126,494	431,445	54,887
沖縄県	78,798	126,253	249,045	51,874
その他	10,603	130,864	26,978	29,072

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(参考資料2)

### 年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成26年度末現在)

年 齢	厚生年金保険		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	15,422,014	144,886	30,069,052	54,414
6 0	116,353	55,165	34,502	38,312
6 1	483,824	81,455	79,323	38,265
6 2	636,050	83,900	115,917	38,511
6 3	696,415	99,399	139,251	38,415
6 4	761,425	100,996	166,180	39,689
小 計	2,694,067	91,058	535,173	38,802
6 5	845,308	151,881	1,769,515	55,937
6 6	910,858	152,047	1,976,791	56,021
6 7	933,959	150,022	2,034,319	55,889
6 8	738,250	148,773	1,577,063	55,763
6 9	519,126	149,313	1,110,195	55,354
小 計	3,947,501	150,561	8,467,883	55,836
7 0	649,079	149,617	1,400,149	55,411
7 1	715,662	150,566	1,556,313	55,099
7 2	673,306	152,012	1,471,345	54,907
7 3	689,199	153,712	1,528,097	54,756
7 4	611,264	156,048	1,391,872	56,401
小 計	3,338,510	152,326	7,347,776	55,295
7 5	529,196	157,592	1,217,673	56,225
7 6	478,505	159,441	1,109,703	56,091
7 7	520,971	159,980	1,238,220	56,122
7 8	473,615	161,270	1,162,029	55,769
7 9	459,754	162,601	1,156,276	55,644
小 計	2,462,041	160,100	5,883,901	55,974
8 0	398,154	163,115	1,043,557	55,427
8 1	360,039	162,848	973,459	55,059
8 2	343,509	164,233	962,057	54,602
8 3	296,030	165,982	855,006	54,065
8 4	272,610	169,447	737,536	54,149
小 計	1,670,342	164,829	4,571,615	54,714
8 5	233,862	171,436	641,283	53,371
8 6	210,937	171,183	589,370	52,388
8 7	176,601	172,377	502,125	51,497
8 8	153,286	172,375	446,682	50,495
8 9	128,866	167,724	182,414	44,937
小 計	903,552	171,191	2,361,874	51,532
9 0 歳以上	406,001	152,868	900,830	38,988

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成26年度末現在)

年金月額	総数	男子	女子
合計	人 15,422,014	人 10,403,940	人 5,018,074
万円以上 万円未満			
～ 1	419	184	235
1 ～ 2	9,081	766	8,315
2 ～ 3	99,153	7,930	91,223
3 ～ 4	148,227	43,462	104,765
4 ～ 5	165,607	89,334	76,273
5 ～ 6	246,463	129,224	117,239
6 ～ 7	415,999	174,044	241,955
7 ～ 8	717,315	226,598	490,717
8 ～ 9	1,000,638	278,343	722,295
9 ～ 10	1,132,174	339,242	792,932
10 ～ 11	1,079,738	412,855	666,883
11 ～ 12	966,304	477,370	488,934
12 ～ 13	868,617	525,297	343,320
13 ～ 14	798,794	555,112	243,682
14 ～ 15	758,470	579,444	179,026
15 ～ 16	764,956	634,766	130,190
16 ～ 17	810,204	715,445	94,759
17 ～ 18	850,367	782,960	67,407
18 ～ 19	856,667	808,132	48,535
19 ～ 20	822,116	787,338	34,778
20 ～ 21	752,806	727,489	25,317
21 ～ 22	632,431	614,350	18,081
22 ～ 23	492,534	479,891	12,643
23 ～ 24	360,743	352,452	8,291
24 ～ 25	247,359	242,242	5,117
25 ～ 26	165,391	162,710	2,681
26 ～ 27	108,486	107,309	1,177
27 ～ 28	69,096	68,566	530
28 ～ 29	37,044	36,799	245
29 ～ 30	18,652	18,521	131
30 ～	26,163	25,765	398
平均年金月額 (円)	144,886	165,450	102,252

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

(参考資料4)

## 厚生年金保険における離婚等に伴う年金分割の状況

### 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数(件)	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成22年度	18,674	18,282	392
23	18,231	17,462	769
24	19,361	18,252	1,109
25	21,519	19,663	1,856
26	22,468	19,980	2,488

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中(平成20年4月以後)の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。  
 4. 離婚件数は、「人口動態統計速報(平成27年3月分)」(厚生労働省大臣官房統計情報部)による年度累計である。

### 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数(人)	平均年金月額(円)			件数(人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	3,354	144,425	110,896	△ 33,529	2,336	46,054	79,679	33,625
23	3,068	140,756	108,795	△ 31,961	2,112	44,620	77,134	32,513
24	3,486	141,503	110,967	△ 30,536	2,432	48,241	79,595	31,354
25	3,524	141,176	110,733	△ 30,444	2,619	49,833	80,856	31,022
26	3,201	139,424	109,785	△ 29,640	2,515	51,528	82,622	31,094

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。  
 2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

### 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男 子				女 子			
	件数(人)	平均年金月額(円)			件数(人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	15	90,311	89,261	△ 1,050	10	17,067	17,879	812
23	28	91,199	88,731	△ 2,468	13	18,650	20,574	1,924
24	53	115,413	112,690	△ 2,723	24	10,756	13,099	2,343
25	65	103,490	99,090	△ 4,401	37	20,321	23,038	2,717
26	86	113,849	108,514	△ 5,335	58	24,631	28,272	3,641

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

## 国民年金 都道府県別全額免除割合及び納付率（現年度分）

（年度末現在）

都道府県	全 額 免 除 割 合		納 付 率（現年度分）	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
	%	%	%	%
全 国	34.1	35.1	60.89	63.05
北海道	40.6	42.1	60.36	62.30
青森	40.7	41.9	59.81	62.25
岩手	35.4	36.2	67.89	70.34
宮城	33.6	34.4	60.34	62.66
秋田	38.6	39.8	69.93	71.73
山形	32.4	33.5	71.66	73.12
福島	36.8	37.3	63.12	64.63
茨城	30.0	31.2	58.25	60.64
栃木	30.3	31.2	58.47	60.40
群馬	29.4	31.2	62.96	66.02
埼玉	27.7	28.7	56.91	59.30
千葉	28.1	28.9	59.04	60.94
東京都	26.4	27.1	57.18	58.77
神奈川県	27.4	28.9	59.53	61.89
新潟	33.6	34.8	72.87	75.27
富山	29.2	30.6	71.55	74.38
石川	34.0	34.9	71.31	73.04
福井	33.0	33.6	71.44	73.05
山梨	33.5	34.6	66.67	68.36
長野	30.1	31.1	68.97	71.27
岐阜	29.2	30.5	70.04	71.77
静岡県	28.0	29.5	65.01	67.40
愛知県	28.6	29.3	64.72	66.87
三重	31.0	31.6	68.61	70.59
滋賀	34.6	35.9	67.06	69.46
京都	40.3	40.5	64.52	65.70
大阪	39.9	40.8	51.85	53.98
兵庫県	38.4	39.5	59.73	62.32
奈良	39.7	41.9	65.43	69.25
和歌山	40.4	41.0	69.31	70.94
鳥取	40.0	41.2	66.47	69.53
島根	38.0	39.4	73.35	76.71
岡山	38.2	38.9	64.11	66.35
広島	36.4	37.9	65.20	67.60
山口	38.1	38.7	67.25	69.26
徳島	43.3	44.0	64.20	66.14
香川	36.1	37.0	67.58	69.00
愛媛	42.6	43.0	67.74	68.66
高知	43.4	44.6	64.61	67.11
福岡	44.7	46.2	58.31	61.89
佐賀	40.0	40.9	64.41	67.40
長崎	41.5	42.1	58.28	61.17
熊本	41.0	42.2	62.93	65.29
大分	44.8	45.4	61.99	64.43
宮崎	43.8	44.5	61.05	63.53
鹿児島	45.8	46.6	60.26	62.96
沖縄	53.7	54.2	41.70	45.17

注1. 「全額免除割合」とは、全額免除者（法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者）が、第1号被保険者（任意加入被保険者を除く）に占める割合である。

2. 「納付率（現年度分）」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

(参考資料6)

## 国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成26年度末現在)

年金月額	総数			(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子
合計	30,069,052	13,155,521	16,913,531	7,719,510	1,819,985	5,899,525
万円以上 万円未満						
～ 1	96,639	12,737	83,902	47,498	1,732	45,766
1 ～ 2	345,232	62,731	282,501	141,184	12,747	128,437
2 ～ 3	1,146,443	227,520	918,923	503,893	56,000	447,893
3 ～ 4	3,515,587	789,319	2,726,268	1,710,995	283,261	1,427,734
4 ～ 5	4,446,349	1,270,018	3,176,331	1,286,257	274,455	1,011,802
5 ～ 6	6,797,178	2,853,896	3,943,282	1,510,090	345,620	1,164,470
6 ～ 7	12,291,110	7,634,093	4,657,017	2,064,723	766,290	1,298,433
7 ～	1,430,514	305,207	1,125,307	454,870	79,880	374,990
平均年金月額	円 54,414	円 58,218	円 51,455	円 49,981	円 54,593	円 48,558

注. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。